

遺失・拾得物の取扱い

プラザ内での拾得物においては、プラザ内で一時預かりとし、3ヶ月以内に遺失者が判明しない場合は廃棄処分と致します。但し、貴重品（財布・現金・携帯電話・パソコン等）については、拾得した日に警察に届け出をいたします。

忘れ物の傘の取扱い

プラザ内での忘れ物の傘については、プラザ内で一時預かりとし、3ヶ月以内にお引き取りがない場合は、廃棄または来館者への貸し出し用の傘として再利用いたします。